

# 公 告

令和8年(2026年)3月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	14-34
(2) 件 名	使用済小型電子機器等引取業務
(3) 履行場所	真庭市櫛西ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	期間中予測搬出量 北部地区中継施設：20トン クリーンセンターまにわ：50トン 南部地区中継施設：30トン
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	廃棄物処理(廃棄物処理)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

## 使用済小型電子機器等引取業務 仕様書

### 1 (目的)

この仕様書は、使用済小型電子機器等の再資源化のために、真庭市（以下「本市」という。）から使用済小型電子機器等を引取る業務の仕様を定めるものである。

### 2 (業 務 名)

使用済小型電子機器等引取業務

### 3 (業務期間)

令和8年4月1日より令和9年3月31日まで

### 4 (業務内容)

使用済小型電子機器等の再資源化のため、本市が収集し保管する使用済小型電子機器等を引取り、再資源化を行う。

### 5 (見積内容)

(1)引取対象物は、使用済小型電子機器等（政令指定28品目）（以下「小型家電」という。）とする。

**(2)見積金額は、本市が受託者に支払うものとして、10kg当たりの額（消費税を除く。）を記すものとする。**  
（以下「単価」という。）

(3)見積書には内訳書を添付するものとし、単価は再資源化費用、積込み及び運搬に係る経費等の総費用額とする。

### 6 (落札者の決定)

見積金額の最も低い事業者を落札者とする。

### 7 (契約方法)

10kgあたりの単価契約

### 8 (引取代金)

引取代金は、単価に11(7)及び11(8)の方法で計量した重量を乗じて得た額に、消費税を加算して得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### 9 (引取代金の支払い)

受託者が発行する請求書により、請求を受けた日から30日以内に引取代金を支払うものとする。受託者は各引取場所での重量をそれぞれ合計し、本市へ請求書を発行するものとする。

### 10 (引取場所及び予測数量)

引取対象物 保管施設	北部地区中継施設	クリーンセンターまにわ	南部地区中継施設
所在地	岡山県真庭市蒜山初和 592-1	岡山県真庭市檜西 290	岡山県真庭市宮地 631-3
期間内 予測数量	約20t	約50t	約30t
計量器 仕様	2.7×6.5×H3.5 総重量15tまで	3.0×7.5×H4.0 総重量30tまで	2.7×6.5×H3.0 総重量20tまで

## 11 (条件)

- (1) 受託者は、本市が保管する小型家電をそのままの状態で見取するものとし、積み込み作業に係る経費及び再資源化工場までの運搬経費を負担するものとする。
- (2) 受託者は、本市の指定する保管施設において、受託者の運搬車両に積み込むものとする。
- (3) 受託者は、積み込み時間短縮等のために、必要に応じて本市の保管施設に適合するストック用の籠及び容器など（フォークリフトで移動可能なもの）を貸し出すものとする。
- (4) 小型家電は、運搬車両に積み込んだ時点で見取作業を完了したものと見、以後の管理責任は受託者に帰属するものとする。
- (5) 本市は、あらかじめ受託者との協議により決定した受託者の運搬車両及び作業機械等が積み込み作業のできるスペースを確保するものとする。
- (6) 受託者は、積み込み作業の際に、あらかじめ本市の許可を得た本市所有の作業機械等を使用することができる。その際には受託者の有資格従業員が細心の注意を払い作業を行うこととする。万一事故等が発生した場合は、受託者は、そのすべての責任を負担し、損害を補償するものとする。
- (7) 計量は、本市所有の計量器をもって行うことを原則とする。運搬車両過大等により計量が不可能な場合は、受託者又は第三者所有の計量器をもって計量することができるものとし、計量結果は速やかに本市に報告するものとする。その場合にかかる経費は受託者の負担とする。
- (8) 計量する単位は、10 kgまでとし、10 kg未満は切り捨てるものとする。
- (9) 見取頻度は、保管状況を勘案し、本市と協議して決めるものとする。
- (10) 受託者は、本市に保管状況を確認できるものとし、3 施設の小型家電を積み合わせて運搬できるものとする。
- (11) 受託者は、本市に再資源化状況を年度ごとに報告するものとする。また本市は、受託者の再資源化の状況について、現地等を確認できるものとする。
- (12) 自然災害及び経済動向により、金属等の流通価格が著しく変動した場合には、本市と協議して単価を変更できるものとする。

## 12 (事業者の要件)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた事業者であること。

## 13 (法令等の遵守)

関係法令及び真庭市条例を遵守しなければならない。

## 14 (その他)

疑義等が生じた場合は、本市と協議のうえ対処するものとする。